公　　示

第五管区海上保安本部長公示第 41 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第８条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和８年 11 月５日

第五管区海上保安本部長

高　橋　　徹（公印省略）

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名　　称　　高知県幡多土木事務所

（２）住　　所　　高知県四万十市古津賀４－61

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区　　域　　高知県四万十市下田（別添付図のとおり）

（２）期　　間　　令和９年２月１日から

令和９年２月 28 日まで（内３日間）

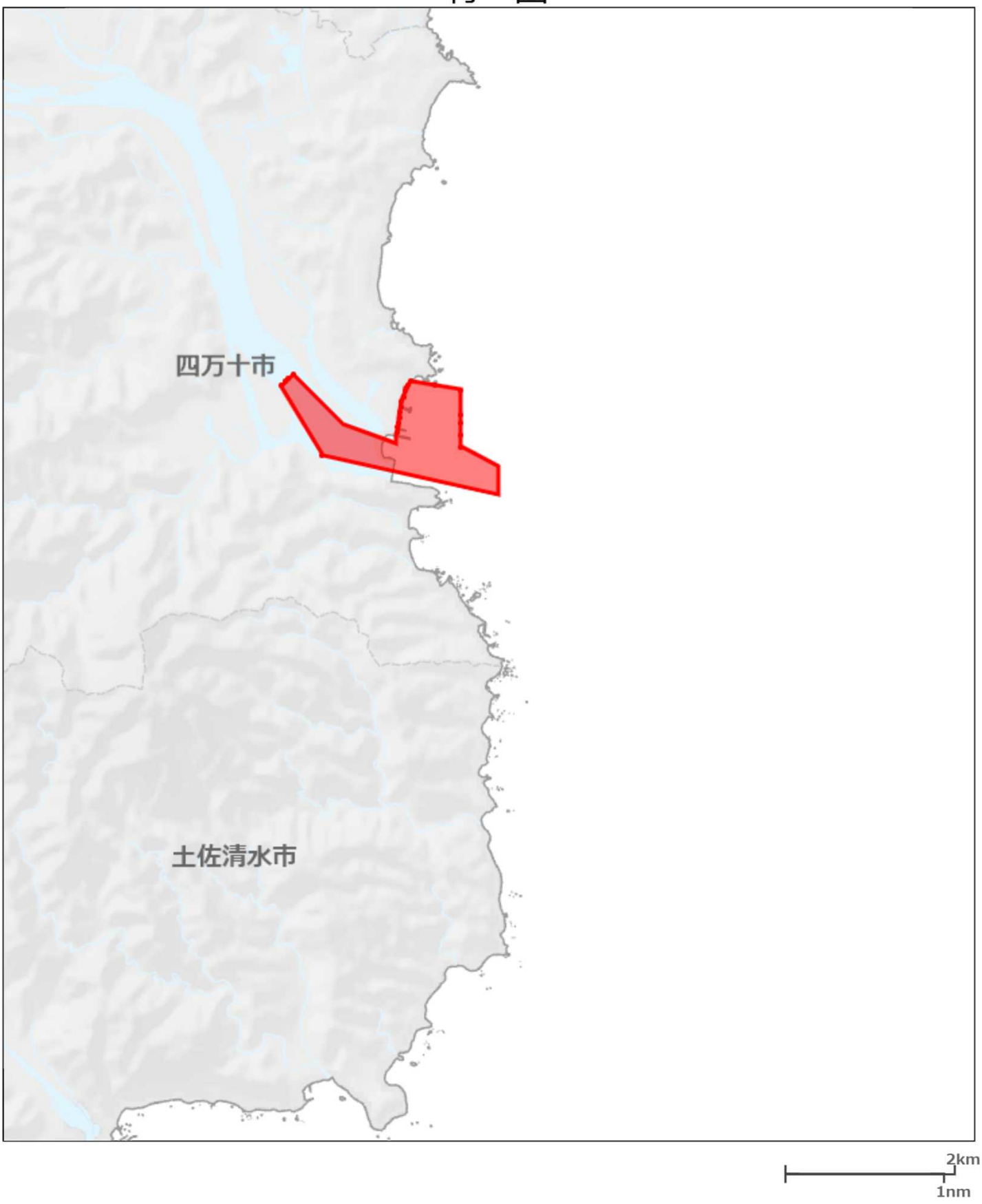
３　水路測量の実施方法

ＧＮＳＳによる測位及び音響測深機による測深を実施する。

４　航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第６条に定める標識を掲揚する。

付　図



：測量区域

海上保安庁(JCG)、(C)Esri Japan

出典：海洋状況表示システム
(https://www.msil.go.jp/)